

動力プレス機械構造規格の改正について

1 主な改正事項

(1) 安全性の向上

ア 災害の多い旧型プレス（ポジティブクラッチプレス）を原則製造禁止

イ 液圧プレスでのスライドの落下防止措置を充実

ウ 安全プレスにおいて

- ① 両手操作式安全プレスのスライド等の操作部は、不正操作防止のため、左右の操作部を操作するときその時間差が0.5秒以内でなければスライド等が作動しない構造のものであることを要件化
- ② 光線式安全プレスは、防護すべき範囲の拡大（防護高さを最大400mmから危険を防止するために必要な長さに）
- ③ 光線式安全プレスは、検出能力を向上（最大の光軸間隔を現行7cmから2cm程度に）
- ④ 光線式安全プレスは、検出能力に応じた安全距離（最大の光軸間隔にあつては安全距離に400mm以上を追加）

(2) 新たなプレス機械への対応

ア 今後、主流機となりうるサーボモーターを使用したプレスについて、ブレーキ性能、故障対策等の安全要件を新たに規定

イ 安全プレスとして新たに制御機能付き光線式（PSDI 式）のものを追加

(3) 性能規定化

ア 非常停止装置の操作部について容易に操作できるものとして性能規定化（押しボタン以外の方法（コード式やレバー式）についても認めることとする。）

イ 両手操作式安全プレスのスライド等の操作部について両手によらない操作を防止するための措置を性能規定化（スライド等の操作部を直線距離で300mm以上離す以外の方法についても認めることとする。）

(4) その他

ア 安全プレスでスライドの開き行程等については、危険防止機能が働かなくてもよいことを明確化

イ ガード式安全プレスで、作動中に安全にガードを開けられる方式のものを許容

2 公布、施行予定日

平成23年1月頃公布、7月1日施行予定

以上